## 令和3年度 第1回ふじのくに消費者教育推進県域協議会 意見一覧 (令和3年7月1日)

番号	大柱	意見内容	意見の反映
1	教育	第3章1(1)①「人が幸せになるエシカル消費の普及啓発」について、SDGsの12番目の目標「つくる責任、つかう責任」があり、その中に、「エシカル生産」、「エシカル消費」、さらには「食品ロス」の内容も含まれている。食品ロスをなくすことで、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」など他の目標にも波及し、SDGsの達成に近づいていくのではないかと思う。SDGsという言葉は関心が高いので、消費者教育とSDGsとを関連付けていくと、浸透していくのが早いのではないかと感じる。	に、「SDGsとエンガル消貨」と超した囲み記事で、エンガル 消費がSDGsの様々な目標の達成に貢献し、1つの目標を達 成オスニトで他の日標にも独乃するものであることを記載しま
2	教育	「エシカル消費」というキーワードについて、県がこのキーワードを使用して普及啓発しているのは十分承知しているが、なかなか県民への認知度の向上に結びつかない現実があろうと感じる。キーワードの設定について、議論できる場があってもいいのではないかと思う。	「エシカル」を直訳すると倫理的という意味があり、義務的なものであるとの印象を与えることがあります。一人ひとりが環境保全や社会貢献の視点で主体的に選択することは、地球上の誰かを幸せにし、自らの心も豊かにするものであることから、「人が幸せになるエシカル消費」をキーワードとして設定し、SDGsの様々な目標の達成にも貢献するものであるとして、普及啓発を行います。
3		第3章1(1)①「人が幸せになるエシカル消費の普及啓発」に「消費者志向経営」という言葉がある。消費者がどのように行動していくのか、企業や事業者がどのように経営を考えていくのかを考えるいい指標になるのではないかと思う。県民にわかりやすく行き渡るように入るといいのではないかと思う。	第3章1(1)①「人が幸せになるエシカル消費の普及啓発」において、「消費者志向経営」の考え方により、エシカルな商品・サービスを生産する、あるいは取り扱うなど、環境保全や社会貢献に向けた取組をすることで、消費者から共感を得ることができ、本業での成功・顧客満足度の向上と、持続可能な生産・消費の実現の両立が可能となることを啓発する旨、記載しました。
4	<del>数</del> 去	第3章1(1)②「環境に配慮したライフスタイルの普及啓発」の食品ロスの記載について、排出されるCO₂を削減するといった環境問題に対する視点だけではなく、困窮者支援やフードバンク活動支援などの取組についても、入れていただきたい。	

5		消費者教育の分野においては、デジタル化がまだ進んでいない ところがある。小中学校の義務教育段階で、デジタル化に配慮 した啓発が行われるとよいのではないかと思う。	第3章1(2)①「学校等における消費者教育」において、デジタル 教材を活用しながら、児童生徒の学習意欲を喚起し、理解を深 める旨、記載しました。
6	数字	現在は、小学校も中学校もGIGAスクール構想である。校長会でも児童は1人1台端末を使用するという話があった。今後に向け、紙の教材だけではなく、ネット上で使えるような教材があると非常にありがたい。	
7		特別支援学校に通われている生徒など、「脆弱性が高い」方に対する消費者教育が行き渡るようにしていくという観点がより必要になってくるのではないか。	第3章1(2)①「学校等における消費者教育」において、特別支援 学校においても消費者教育を実施する旨、記載しました。ま た、特別支援学校だけでなく、誰一人取り残すことがないよ う、消費者教育に取り組んでまいります。
8	<del>数</del> 去	成年年齢を意識した取組も、消費者教育そのものも、低年齢から取り組まなければならない。高校生が小学生に教えるなどのアイデアはとても良いと思うが、低年齢児に対しては、このように工夫をして行うとよいのではないかと思う。	第3章1(2)①「学校等における消費者教育」において、小中学校での消費者教育に取り組む旨、②「地域等における消費者教育」において、保護者を通じた未就学児に対する消費者教育に取り組む旨、記載しました。また、低年齢児が興味・関心を持つことができるよう、工夫しながら取り組んで参ります。
9		第3章1(2)②「地域等における消費者教育」について、就学前の子どもやその家庭に向けた支援ができるといいのではないか。	第3章1(2)②「地域等における消費者教育」に、家庭教育支援員 や学校の保護者会等を活用し、保護者への消費者教育を通じ て、未就学児の教育に取り組む旨、記載しました。

10	教育 • 連携	県労福協は県下各労働組合と太いパイプがあるため、職域にお ける消費者教育を積極的に支援していきたい	第3章1(2)④「消費者団体・事業者団体等、多様な主体との連携」、第3章4(2)②「消費者・事業者等、多様な主体との連携」において、職域における消費者教育について、事業者団体・労働団体と連携して実施する旨、記載しました。
11	防止	第3章2(1)①「消費生活相談員の確保と資質向上」について、計画の本文中に、消費生活相談員の人数を増やす、あるいは待遇を改善するという趣旨の文言を入れていただきたい。消費生活相談員は専門職で、実際の業務も非常にストレスフルであるが、例えば賃金などの面で適正な評価がされているのか疑問を感じる。	第3章2(1)①「相談員の確保と資質向上」において、県民生活センターへの指定消費生活相談員の設置の検討と、職務と能力にみあう適切な勤務条件となるよう改善に取組む旨、記載しました。
12	被害	第3章2(2)「消費者の特性に対応した支援」について、4つの事例が出ているが、それ以外にも保護者の目が届きにくかったり、保護者が配慮していても色々な問題を抱えたりされている若年層の方がいると思う。4つに特定せず、もう少し広い範囲で何か支援ができるのではないかと感じた。	御意見の趣旨を踏まえ、第3章2(2)④「デジタル化への対応」を加えました。また、第3章2(2)⑤「多重債務者等への対応」において、すべての人が脆弱性を抱えていることから、消費者一人ひとりの置かれている状況を把握し、その特性に配慮しながら、誰一人取り残すことがないよう支援する旨、記載しました。
13	被害防止	第3章2(2)④「多重債務者等への対応」について、生活困窮者= 多重債務者というわけではないため、表現を少し考えた方がい いのではないかと感じる。	
14	事業者	事業者に対しては、行政処分や指導に至る前の早期の段階で、 行政が個別に関わっていけるような体制を拡充する趣旨の内容 を入れていただきたい。さらに、ある程度の行政職員の人数を 割くような計画を立てていただければありがたい。	第3章3(2)「適正な取引の確保」及び(3)「適正な表示の確保」の中の、小柱「事業者への啓発・注意喚起」において、事業者へ早期に注意喚起を行う旨、記載しました。事務については、県民生活課及び県民生活センターの職員が対応します。
15		第3章3(2)(3)「事業者への啓発・注意喚起」において、新入社員に対する教育などもあると思うが、事業者への指導や教育を通じて、消費者教育や消費者被害防止につながるという観点を入れていただければと思う。	御意見の趣旨を踏まえ、事業者一人ひとりが消費者としての立場から活動できるよう、事業者を対象とした研修の場においても、消費者被害防止の観点からの消費者教育を行って参ります。

16		軟性や特性によって、取組の放果や課題が出てくるかと思り。	第3章4(1)「地域での消費者行政推進体制の確保」において、「地域消費者行政推進連携協議会(仮称)の設置」を盛り込み、県と市町の連携を強化するための情報交換・意見交換を行いながら、施策を一体的・効果的に推進して参ります。
----	--	------------------------------	--